

## わがまち特例等一覧【令和7年4月1日時点】

### 1 汚水又は廃液処理施設

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成26年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	期限なし
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第2項第1号
具体例	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く

### 2 下水道除害施設

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成24年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	期限なし
特例割合	4分の5（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第2項第5号
具体例	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く

### 3 津波防災に係る指定避難施設避難用部分

対象税目	固定資産税（家屋）
取得時期	平成30年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第22項第1号
具体例	避難施設のうち避難の用に供する部分 （施設の屋上、階段等）

#### 4 津波防災に係る管理協定の協定避難用部分

対象税目	固定資産税（家屋）
取得時期	平成27年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第22項第2号
具体例	管理協定における避難施設のうち避難の用に供する部分 （施設の屋上、階段等）

#### 5 津波防災に係る管理協定の協定避難家屋

対象税目	固定資産税（家屋）
取得時期	平成27年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第22項第3号
具体例	津波防災に係る管理協定の協定避難家屋

#### 6 指定避難施設に付随する避難用償却資産

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第23項第1号
具体例	誘導灯、誘導標識等

## 7 協定避難施設に付随する避難用償却資産

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成27年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第23項第2号
具体例	誘導灯、誘導標識等

## 8 特定太陽光発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成28年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第1号イ
具体例	発電規模1,000kw未満の発電設備

## 9 特定風力発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成28年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第1号ロ
具体例	発電規模20kw以上の発電設備

#### 10 特定水力発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	4分の3（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第3号ハ
具体例	発電規模5,000kw以上の発電設備

#### 11 特定地熱発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第1号ハ
具体例	発電規模1,000kw未満の発電設備

#### 12 特定バイオマス発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	3分の2（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第1号ニ
具体例	発電規模10,000kw以上20,000kw未満の発電設備

### 13 特定太陽光発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	4分の3（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第3号イ
具体例	発電規模1,000kw以上の発電設備

### 14 特定風力発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成30年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	4分の3（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第3号ロ
具体例	発電規模20kw未満の発電設備

### 15 特定水力発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成28年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第4号イ
具体例	発電規模5,000kw未満の発電設備

#### 16 特定地熱発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成28年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第4号ロ
具体例	発電規模1,000kw以上の発電設備

#### 17 特定バイオマス発電設備

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	平成28年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第4号ハ
具体例	発電規模10,000kw未満の発電設備

#### 18 特定バイオマス発電設備（木竹・農産物残さ由来）

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	令和6年4月1日～令和8年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	7分の6（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	附則第15条第25項第2号
具体例	発電規模10,000kw以上20,000kw未満の発電設備

## 19 家庭的保育事業

対象税目	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）
取得時期	平成29年4月1日～
適用期間	期限なし
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	法第349条の3第27項
具体例	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産

## 20 居宅訪問型保育事業

対象税目	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）
取得時期	平成29年4月1日～
適用期間	期限なし
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	法第349条の3第28項
具体例	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産

## 21 事業所内保育事業

対象税目	固定資産税・都市計画税（家屋・償却資産）
取得時期	平成29年4月1日～
適用期間	期限なし
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合）
地方税法	法第349条の3第29項
具体例	児童福祉法に規定する事業所内保育事業（利用定員5名以下）の用に供する家屋及び償却資産

## 22 サービス付き高齢者向け住宅

対象税目	固定資産税（家屋）
取得時期	平成27年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	5年度分
特例割合	3分の2を減額
地方税法	法附則第15条の8第2項
具体例	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅

## 23 大規模の修繕等が行われたマンション

対象税目	固定資産税（家屋）
取得時期	令和5年4月1日～令和9年3月31日
適用期間	翌年度分
特例割合	3分の1を減額
地方税法	法附則第15条の9の3第1項
具体例	マンション管理の適正化の推進に関する法律に規定する長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション

## ■ 中小企業者の導入する生産性向上に資する先端設備（わがまち特例対象外）

対象税目	固定資産税（家屋・償却資産）
取得時期	平成30年6月6日～令和5年3月31日
適用期間	3年度分
特例割合	0
地方税法	旧法附則第64条
具体例	市の認定を受けた計画に基づき、中小企業者の導入する生産性向上に資する先端設備に係る償却資産

■ 中小企業者の導入する生産性向上に資する先端設備（わがまち特例対象外）

対象税目	固定資産税（償却資産）
取得時期	令和5年4月1日～令和9年3月31日 ※令和7年4月1日以降、賃上げ方針表明なしの場合は特例措置なし。
適用期間	3年度分 ※令和7年4月1日以降は次のとおり 1. 5パーセント以上の賃上げ方針表明有り：3年度分 3. 0パーセント以上の賃上げ方針表明有り：5年度分
特例割合	2分の1（課税標準額に乗じる割合） ※令和7年4月1日以降は次のとおり 1. 5パーセント以上の賃上げ方針表明有り：2分の1 3. 0パーセント以上の賃上げ方針表明有り：4分の1
地方税法	法附則第15条第43項
具体例	市の認定を受けた計画に基づき、中小企業者の導入する生産性向上に資する先端設備に係る償却資産 ※市区町村から賃上げ目標を盛り込んだ先端設備導入計画の認定を受けていること